

## 新型コロナウイルス感染症に関する保護者へのお知らせ

令和2年4月

## 1 新型コロナウイルス感染症

- (1) 症状  
○発熱、のどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）、強いだるさを訴えること多し
- (2) 潜伏期間  
○1日～14日（多くは5日～6日）
- (3) 感染経路

飛沫感染	・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染する。
接触感染	・感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスが付き、他方がそれを触ると手に付着、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染する。

- (4) 留意事項  
○高齢者、基礎疾患のある方は重症化（肺炎等）の可能性あり

## 2 臨時休業中の過ごし方

- (1) 健康管理  
○健康観察を行う（生徒ならびに家族全員の十分な健康管理）  
○生活リズムを整える（起床・就寝時間、学習時間等の規則正しい生活）  
○抵抗力をつける（バランスのとれた食事や十分な睡眠等）  
○不要な外出は控える  
○手洗いをする（帰宅・調理・食事前等、石けんでの手洗い、アルコールでの手指消毒）  
○咳エチケットを行う  
（咳、くしゃみをする際、マスク、ティッシュ、ハンカチなどでの口や鼻の押さえ）
- (2) 症状がある場合の対応  
○次のいずれかに該当する場合、帰国者・接触者相談センターに相談するとともに学校にも連絡すること

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。  
（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。  
（高齢者や基礎疾患がある方は、上記状態が2日程度続く場合）

## (3) 相談窓口

- ・帰国者・接触者相談センター【金沢市保健所】  
電話：076-234-5106（土日・祝日を含め、24時間対応）
- ・新型コロナウイルスに係る電話相談窓口【金沢市保健所】  
電話：076-234-5116（平日、午前9：00～午後9：00）
- ・厚生労働省電話相談窓口  
電話：0120-565-653（土日・祝日を含め、午前9：00～午後9：00）

○相談後に医療機関を受診する際、マスク着用の他、手洗い・咳エチケットを徹底すること。

## 3 臨時休業に係る学校の対応

- (1) 臨時休業期間  
○4/13（月）～5/1（金） ※実際には、4/11（土）～5/6（水・祝）の26日間
- (2) 休業中の学習  
○本日、臨時休業中に取り組む学習課題を各学年からお便りで示したため、前年度使用のワーク、問題集などと併せて有効かつ計画的に活用・実施すること。

- ・日中、教職員は学校で勤務しているので、学習内容や学習方法でわからないこと、質問したいことがある場合、学校に電話してください。
- ・発熱等があり、感染症に関する緊急連絡が必要な場合、学校に電話すると共に、保健所にも電話してください。

- (3) 臨時休業中の外出  
○本来、学校で過ごす時間帯には、不要不急の外出を控え、自宅で家庭学習等に取り組むよう生徒に伝えたので、家庭でもご理解・ご協力をお願いします。
- (4) 連絡体制の確認  
○臨時休業中生徒一人で過ごす時間も多くなり、万一に備え、家庭での連絡体制を確認する。
- (5) 今後の学校行事  
○今後の状況等によっては変更する場合もあり、その都度お知らせする。
- (6) その他  
○必要に応じ、メール配信や学校ホームページで連絡するので、定期的に確認すること。  
○学校ホームページの閲覧やメール配信の受け取りができない場合、速やかに学校まで連絡すること。  
○転入学の手続きがある場合、学校に連絡して来校すること。